

令和8年度8月補正（知事専決）予算の概要

【補正規模】

・現計予算額

（単位：百万円）

954,692(①)

・今回補正予算額

42,237(②)

8月補正後予算額（①+②）

996,929

（財源内訳）

国庫支出金 23,416 諸収入 7,363 県債 5,345

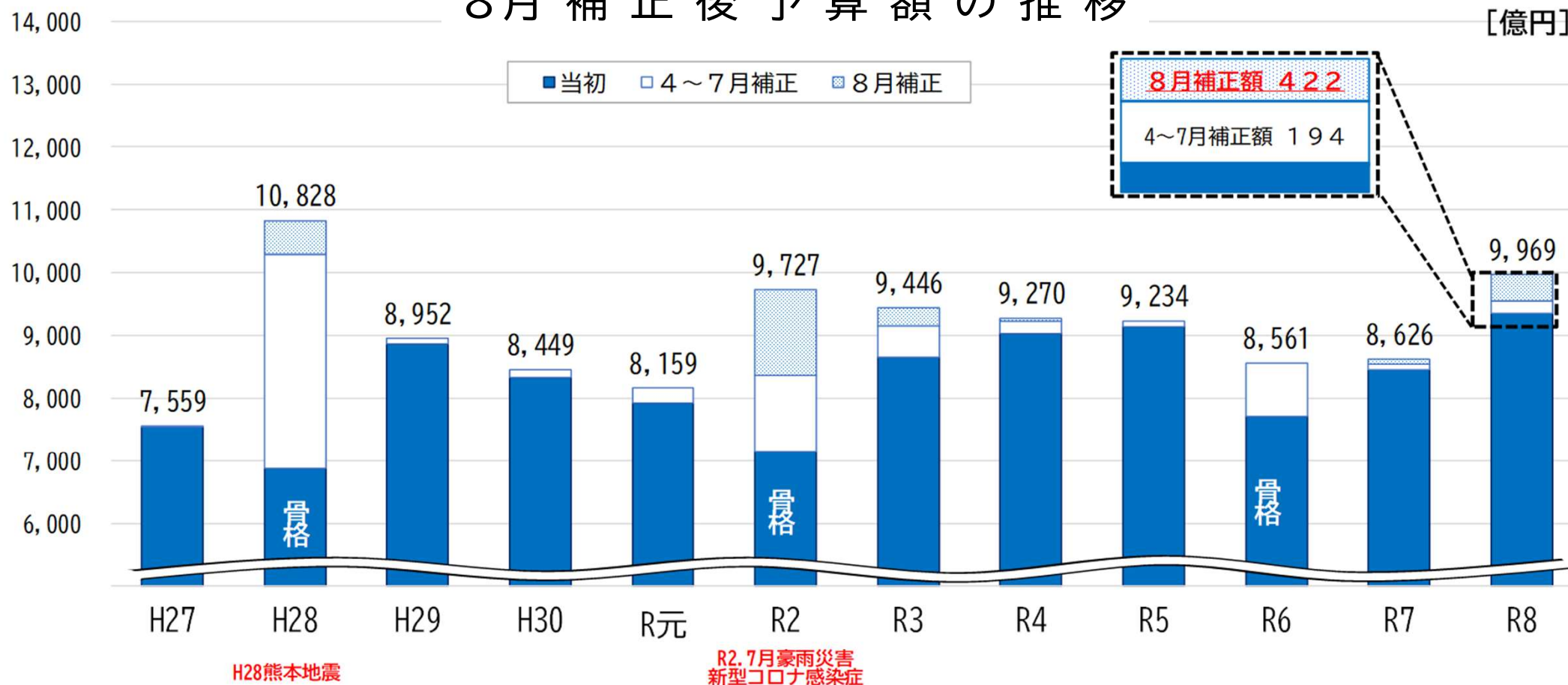
分・負担金 590 繰入金（※） 5,523

※うち、災害基金繰入金 2,134、財政調整基金繰入金 1,817、
県債管理基金繰入金 1,573

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計が合わないことがある

8月補正後予算額の推移

[億円]



令和8年度8月補正予算(知事専決処分)に係る主な事業

予算額422億37百万円(55億23百万円)

※()内の計数は一般財源。以下同じ

○ 令和8年熊本地震がもたらした甚大な被害から速やかな復旧を図るため、被災者の生活支援や迅速な復旧・復興に着手する上で、緊急性が極めて高い事業について、補正予算を計上

(内容) ★…個別資料あり

I 被災者の救済、生活支援 224億82百万円(39億41百万円)

- 1 災害救助等の実施 ★ 224億29百万円(39億23百万円)
 - ・ 応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理、避難所の設置等の災害救助の実施
 - ・ 災害ボランティアバスの運行
- 2 被災者への生活支援 ★ 37百万円(2百万円)
 - ・ 介護支援専門員等の専門職による被災した高齢者、障がい者等への個別訪問を通じた早期の現状把握、関係支援機関へのつなぎの実施 等
- 3 二次災害防止のための支援 14百万円(14百万円)
 - ・ 土地・建物の応急危険度判定の実施等

II 産業復興支援 76億51百万円(2億88百万円)

- 1 中小企業や農林漁業者への資金繰り支援 ★ 74億79百万円(1億16百万円)
 - ・ 金融支援制度の拡充(融資利率の引き下げや保証料補助等)
- 2 営農再開に向けた支援 ★ 1億65百万円(1億65百万円)
 - ・ 営農再開に向けた生産資材等の調達等に要する経費への支援
- 3 畜産農家等の経営再建に向けた支援 7百万円(7百万円)
 - ・ 死亡家畜等の処理に要する経費への支援

III 社会・産業インフラの機能回復 120億14百万円(12億4百万円)

- 1 公共土木施設の復旧等 ★ 66億 6百万円(6億89百万円)
 - ・ 道路や橋りょう、河川等の応急復旧や工事に向けた調査・設計等
- 2 農林水産業関連施設の復旧等 ★ 41億61百万円(1億15百万円)
 - ・ 農業用水利施設等の応急復旧、緊急点検
- 3 その他施設の復旧等 ★ 12億47百万円(4億円)
 - ・ 県立学校、県立体育施設、県庁舎の応急復旧等

IV その他 91百万円(91百万円)

- 1 鉄道の被災に伴う通学者等への支援 ★ 83百万円(83百万円)
 - ・ 肥薩おれんじ鉄道が行う代替バス(八代～水俣間)の運行に要する経費への支援

V 公営企業会計 ※集計外 34百万円(-)

- 1 八代工業用水道の復旧 34百万円(-)
 - ・ 八代工業用水道の漏水箇所の応急復旧

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計が合わないことがある

I-1 災害救助等の実施

【被災者の救済、生活支援】

予算額224億29百万円（39億23百万円）

〔健康福祉政策課〕

- 令和8年熊本地震により住家に多数の被害が発生し避難所の運営や物資の提供など初期対応を実施。すまいの確保が困難な被災者に対する応急仮設住宅の供与や被災家屋の応急修理といった災害救助法に基づく救助等を行う
- 被災地へ向かう車両が多く深刻な渋滞が発生している状況。被災地の早期の復旧に尽力いただく災害ボランティアのアクセスの確保を図ることが必要

1 災害救助の実施

令和8年熊本地震の被災者に対して災害救助法に基づき支援

○全体事業費：224億8百万円

○負担割合：国1/2～9/10、県1/2～1/10

（※建設型応急住宅の維持管理費は一部県10/10）

○事業主体：県（委任する市町村含む ※熊本市は除く）

○事業期間：令和8年度～

(1) 県の取組み 166億85百万円

- ・避難所への物資の提供
- ・応急仮設住宅の供与（建設型600戸、賃貸型700戸分）
- ・ホテル避難所の提供、健康管理
- ・公衆浴場における無料入浴サービスの提供 等

建設型応急住宅の例



※いずれも過去の災害で建設した建設型応急住宅

(2) 市町村の取組み（市町村支弁分） 57億23百万円

- ・被災家屋の応急修理
- ・建設型応急住宅の維持管理費
- ・避難所の運営 等

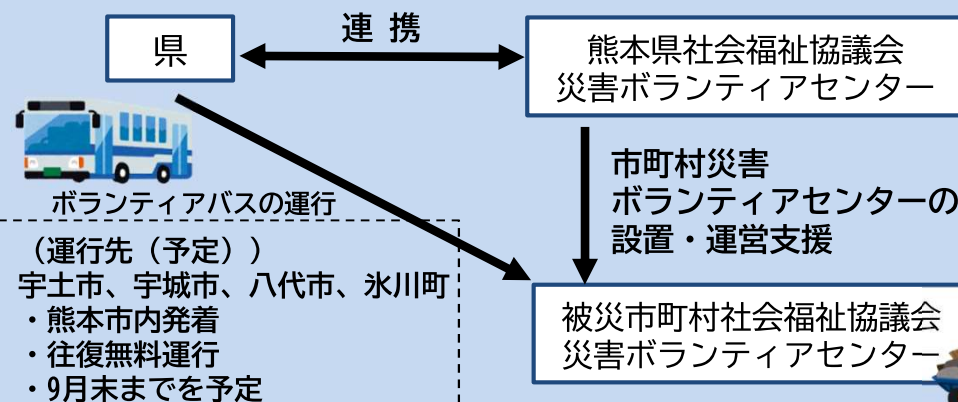
2 災害ボランティアバスの運行

被災市町村の災害ボランティアセンターへ無償で定期的にバスの運行を行う

○全体事業費：21百万円

○事業期間：令和8年度

○事業主体：県



I-2 被災者への生活支援

【被災者の救済、生活支援】

予算額37百万円（2百万円）

[認知症施策・地域ケア推進課、障がい者支援課、くらしの安全推進課]

- 在宅や避難所での避難生活により高齢者、障がい者等の心身の状態悪化が懸念されるため、被災者の心身の状態の把握・適切な支援機関へのつなぎや、仮設住宅入居者等の生活不活発病予防などの取り組みが必要
- 避難者が安心して生活できる避難所環境を整えるため、避難所巡回による性暴力に関する相談や、避難者・避難所関係者（市町村、各支援団体）に対して性暴力被害未然防止のための啓発を行う

1 被災した地域の在宅高齢者や障がい者の状況把握等

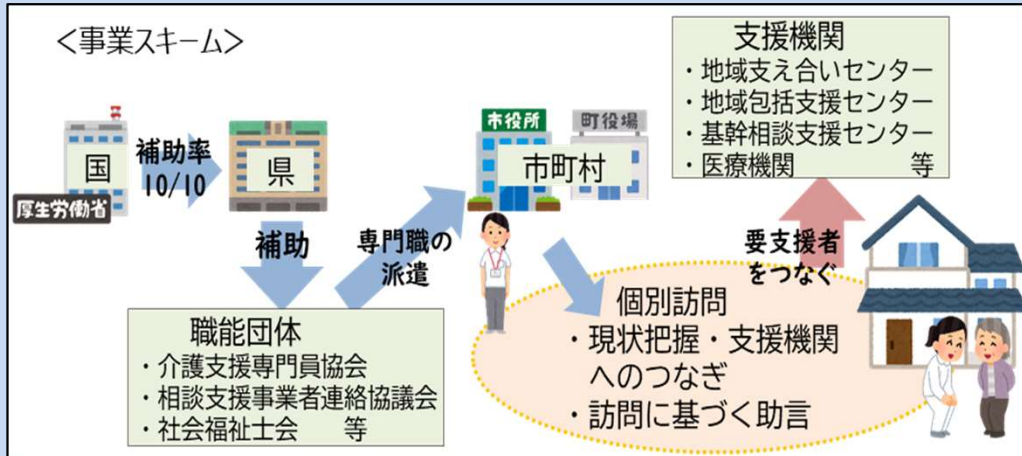
【認知症施策・地域ケア推進課、障がい者支援課】

被災した地域において、在宅で生活する高齢者・障がい者等に対して、介護支援専門員や相談支援専門員等の職能団体から派遣された専門職が以下の取り組みを行う

- ①個別訪問による現状把握
- ②必要に応じた関係支援機関へのつなぎ
- ③個別訪問に基づく専門的な生活支援等の助言
- ④その他被災者の状態悪化の防止に必要な取り組み

- 全体事業費：28百万円
- 負担割合：国10/10
- 事業主体：県
- 事業期間：令和8年度

<事業スキーム>

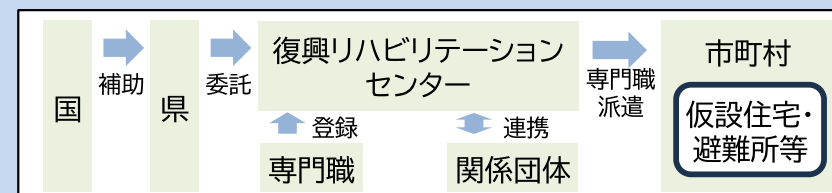


2 復興リハビリテーション支援事業

【認知症施策・地域ケア推進課】

理学療法士や作業療法士等専門職を応急仮設住宅・避難所等へ派遣し、生活不活発病予防や介護予防活動の支援等を行う

- 全体事業費：7百万円
- 負担割合：国10/10
- 事業主体：県
- 事業期間：令和8年度～令和9年度



3 避難所における性暴力被害防止に向けた巡回・周知啓発事業

【くらしの安全推進課】

相談員が避難所を巡回し、性暴力被害に関する相談を受けるとともに、性暴力被害未然防止のための周知啓発や相談先等の情報提供を行う

- 全体事業費：2百万円
- 事業期間：令和8年度
- 事業主体：県



Ⅱ-1 中小企業や農林漁業者への資金繰り支援

【産業復興支援】

予算額74億79百万円（1億16百万円）

〔商工振興金融課、団体支援課〕

- 被災中小企業者の資金繰りを支援するため、融資利率の引き下げや保証料の全額補助による災害復旧資金を創設（融資枠235億円を確保）し、災害からの速やかな再建を図る
- 被災農林漁業者の資金ニーズに対応するため、県制度資金を拡充（融資枠100億円を確保）し、各資金について利子補給を行うことにより、経営継続及び生産施設等の復旧を支援する

1 被災中小企業者向け資金繰り支援 **拡** 県事業費：74億24百万円

- (1) 融資枠の創設に要する預託金 73億33百万円（金融機関との協調）
- (2) 保証料率に対する補助 73百万円（県が全額補助）
- (3) 県信用保証協会への損失補償 17百万円

	金融円滑化特別資金 (令和8年熊本地震枠)	金融円滑化特別資金 (SN保証対応枠 令和8年熊本地震分)	小規模事業者 おうえん資金 (令和8年熊本地震分)
融資枠	180億円	20億円	35億円
対象者	・地震の罹災証明書又は被災証明書を有する者 ・地震により、平均売上高等※が前年同期比で減少又は減少見込みの者 ※申込日から1年以内の連続する3か月間の売上高等	災害救助法適用市町村のセーフティネット保証4号認定※を受けた者 ※最近1か月間の売上高及び以降2か月の見込売上高が前年同月比20%以上減少等	・地震の罹災証明書又は被災証明書を有する者 ・地震により、平均売上高等※が前年同期比で減少又は減少見込みの者 ※申込日から1年以内の連続する3か月間の売上高等
限度額	8,000万円	別枠8,000万円	2,000万円
融資期間 (据置期間)	10年以内 (2年以内)	1年以上10年以内 (2年以内)	設備 1年以上7年以内 (6か月以内) 運転 1年以上5年以内 (6か月以内)
利率	年1.50%～2.20%	年1.50%～2.20%	年1.50%～1.80%
保証料	0.00%		
損失補償	あり	なし	あり

2 被災農林漁業者向け資金繰り支援 **拡** 県事業費：55百万円

- (1) 各資金の利子補給に要する経費 22百万円
(負担割合 県5/10、市町村2/10、融資機関3/10)
- (2) 債務保証を行う熊本県農業信用基金協会の特別準備金積立に対する出えんに要する経費 33百万円
(負担割合 県2/3、熊本県農業信用基金協会1/3)

	令和8年熊本地震 緊急支援資金	農業近代化資金 (令和8年熊本地震分)	漁業近代化資金 (令和8年熊本地震分)
資金使途	運転資金	施設等復旧資金	
融資枠	70億円	25億円	5億円
対象者	・地震の罹災証明書又は被災証明書を有する者 ・地震の被害を受け、資金繰りに著しい支障を来している、又は、来たる恐れのある者		
限度額	1,000万円	個人 1,800万円 法人 2億円	9,000万円～12億円
融資期間 (据置期間)	10年以内 (3年以内)	個人 15年以内 法人 20年以内 (いずれも7年以内)	20年以内 (3年以内)
利率	年4.0%	年4.25%(R8.7.31時点)	年4.25%(R8.7.31時点)
利子補給率	年4.0%	年4.25% (うち上乗せ分3.0%)	年4.25% (うち上乗せ分3.0%)
利子補給期間	5年	5年	5年
担保・保証人債務制度	熊本県農業信用基金協会、農林漁業信用基金及び全国漁業信用基金協会の債務保証を利用して無担保・無保証人で借入が可能		全国漁業信用基金協会の債務保証を利用して無担保・無保証人で借入が可能

Ⅱ-2 営農再開に向けた支援

【産業復興支援】

予算額1億65百万円（1億65百万円）

〔農産園芸課〕

- 令和8年熊本地震で県内の広範囲で農作物や農業用機械等に甚大な被害が発生
- 早期営農再開に向け、各農作物の定植時期を逃さないよう生産資材の調達等支援を行うとともに、病害の発生・まん延防止等を支援する

<現状・課題>

- 令和8年熊本地震により花きの苗や農業用機械、ハウスに甚大な被害発生し、今後の育成や収穫に影響が出るおそれ
- また、果樹では、落下した果実の腐敗により病害がまん延するおそれ
- 農作物は、それぞれ定植時期が限られているため、適期を逃せば、営農再開が大幅に遅れてしまう
- 加えて、いぐさは、8月に畑苗からほ場に移植する必要があるが、農業用水の断水が発生し、一部では苗の育成ができない状況にあり、必要苗数確保に向けた増産が必要

生産資材の調達等を支援するとともに、病害の発生・まん延防止等の支援が必要

また、いぐさについては、被災農業者が増産苗を従来価格で確保できるよう、掛かり増し経費の支援が必要

<事業概要>

1 早期営農再開支援

- 全体事業費：2億23百万円（県事業費：1億12百万円）
- 事業内容：早期営農再開に必要な生産資材（種子・苗等）の調達、収穫委託、追加的な防除・施肥等の支援
- 負担割合：県1/2等 ○事業主体：被災農業者等 ○事業期間：令和8年度

2 梨産地復旧支援

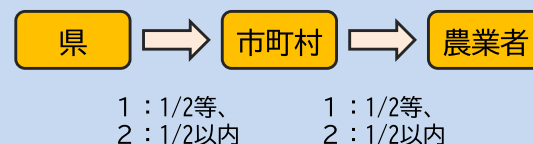
- 全体事業費：1億2百万円（県事業費：51百万円）
- 事業内容：病害の発生・まん延を防止するために行う、落下・腐敗した果実の処理や樹勢回復のためのせん定等の支援
- 負担割合：県1/2 ○事業主体：被災農業者 ○事業期間：令和8年度

3 いぐさ苗生産・確保支援

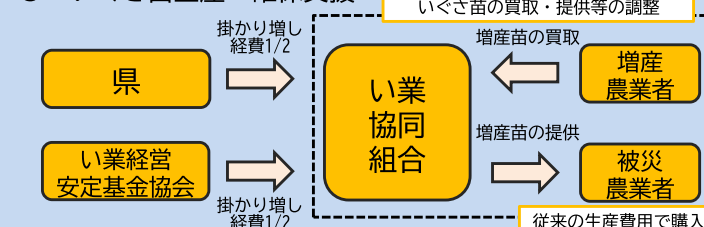
- 全体事業費：3百万円（県事業費1.5百万円）
- 事業内容：被災農業者に提供するいぐさ苗を増産・確保する際の掛かり増し経費の支援
- 負担割合：県1/2 ○事業主体：県い業協同組合 ○事業期間：令和8年度

<イメージ図>

- 1 早期営農再開支援
- 2 梨産地復旧支援



- 3 いぐさ苗生産・確保支援



Ⅲ 社会・産業インフラの機能回復

予算額120億14百万円（12億4百万円）

〔土木部、農林水産部、教育委員会、
総務部、観光文化部〕

- 令和8年熊本地震によって、公共土木施設や農林水産関連施設などに被害が発生
- 8月専決で予算化し、応急復旧や工事へ向けた調査・設計に早急に着手することで、災害からの速やかな復旧を図る

1 公共土木施設等の復旧（土木部） 66億6百万円

(1) 道路橋の緊急点検及び応急復旧〔道路整備課〕 1億60百万円

- 上益城・宇城・八代管内 緊急点検215箇所、応急復旧4箇所 ①②③
1億60百万円



① 植柳橋（八代市）



② 新萩原橋（八代市）



③ 横江大橋（八代市）

(2) 道路の落石・崩土撤去、路面補修等〔道路保全課〕 18億30百万円

- | | |
|-------------------------|-------------------|
| ○ 八代管内 935箇所 9億65百万円 ④⑤ | ○ 球磨管内 42箇所 48百万円 |
| ○ 宇城管内 591箇所 5億30百万円 | ○ 芦北管内 14箇所 10百万円 |
| ○ 上益城管内 301箇所 2億21百万円 ⑥ | ○ 阿蘇管内 8箇所 4百万円 |
| ○ 天草管内 62箇所 50百万円 | ○ 玉名管内 4箇所 2百万円 |



④ 鏡宮原線（八代市）



⑤ 氷川八代線（八代市） ⑥ 益城矢部線（御船町）



(3) 災害査定に係る設計調査費〔河川課〕 31億70百万円

- （道路）三本松甲佐線（甲佐町） 他264件 9億80百万円
- （橋りょう）八代鏡線（八代市） 他32件 6億90百万円
- （河川）八間川（氷川町） 他293件 5億88百万円 ⑦
- （海岸）野崎海岸（八代市） 他16件 34百万円
- （砂防設備）飯塚川（宇土市） 他12件 26百万円
- （急傾斜地崩壊防止施設）山崎（八代市） 他4件 30百万円
- その他ボーリング調査等 99箇所 8億22百万円



⑦ 八間川（氷川町）

(4) 港湾海岸施設の応急復旧等〔港湾課〕 5億62百万円

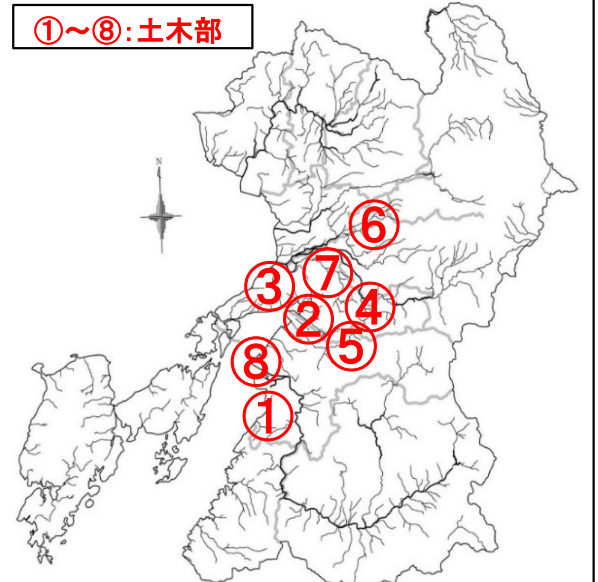
- 八代港・海岸（八代市） 他 5港 5億62百万円 ⑧



⑧ 八代港（八代市）

(5) 土砂災害警戒区域等の緊急点検〔砂防課〕 2億4百万円

- 土砂災害危険箇所（6,484箇所） ○ 砂防施設（400箇所）



Ⅲ 社会・産業インフラの機能回復

2 農林水産業関連施設の復旧 41億61百万円

(1)排水機場の応急復旧【農地整備課】 30億30百万円

- 宇城管内 10箇所 8億64百万円
- 八代管内 22箇所 21億66百万円 ①②③

(2)海岸堤防の応急復旧【農地整備課】 3億63百万円

- 熊本管内 2箇所 60百万円
- 宇城管内 3箇所 91百万円
- 八代管内 7箇所 2億12百万円 ④⑤⑥

(3)農業水利施設等の緊急点検【農地整備課】 7億68百万円

- 北新地排水機場（八代市） 他174箇所 7億68百万円



①昭和第2排水機場(八代市) ②昭和同仁排水機場(八代市) ③北新地排水機場(八代市)



④文政海岸(八代市)



⑤金剛海岸(八代市)



⑥和鹿島海岸(氷川町)

3 その他施設の復旧等（県立学校等） 12億47百万円

(1)県立学校の復旧等【施設課】 9億30百万円

(2)県立体育施設の復旧【体育保健課】 11百万円

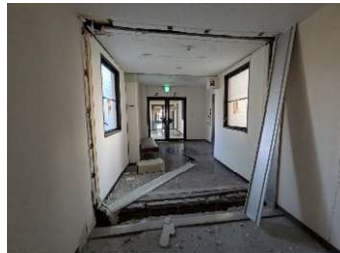
(3)県立社会教育施設の復旧【社会教育課】 1百万円

(4)県庁舎等の復旧【財産経営課】 1億96百万円

(5)博物館ネットワークセンターの復旧【観光文化政策課】 49百万円



⑧県立総合体育館



⑨宇城地域振興局庁舎



⑩県南広域本部庁舎

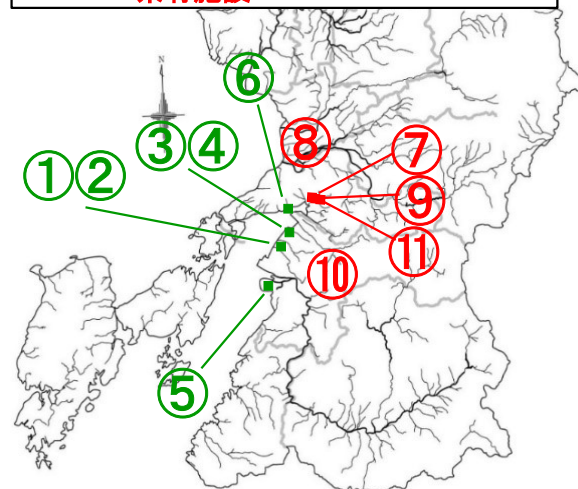


⑦松橋支援学校(体育館)



⑪博物館ネットワークセンター

①～⑥: 農林水産部
⑦～⑪: 県立学校、県立体育施設等
県有施設



IV-1 鉄道の被災に伴う通学者等への支援

【その他】

予算額83百万円（83百万円）

並行在来線対策事業[交通政策課]

- 令和8年熊本地震の発生により、肥薩おれんじ鉄道の一部区間が運休となり、通学や通勤等の利用者に大きな支障が生じているため、移動手段の確保が急務
- 利用者の移動手段の確保のための緊急措置として、鉄道事業者による運休区間の代替輸送（貸切バス運行）を支援する

<現状・課題>

◆肥薩おれんじ鉄道の現在の運行状況

- ・ 運休区間 八代～水俣
- ・ 運休期間 未定



貸切バスによる代替輸送が必要

《代替輸送手段の内容》

- 運行主体：鉄道事業者
- 運行形態：貸切バス（委託運行）
- 運行開始：令和8年8月10日
- 運賃：通常の鉄道運賃を徴収（定期券利用可）
- 運行ダイヤ（予定）
 - 8/10～8/23 平日・土日祝：上下各6本
 - 8/24～ 平日：上下各10本
 - 土日祝：上下各6本

<事業概要>

- 全体事業費：83百万円
- 事業内容：肥薩おれんじ鉄道株式会社による運休区間の代替輸送（貸切バス運行）に係る経費を補助

※8月5日（水）に水俣～川内間は運行を再開したため、

八代～水俣間の代替輸送を実施

積算基礎

補助額＝代替輸送（貸切バス運行）の委託費－運賃収入見込額

- 事業主体：肥薩おれんじ鉄道株式会社
- 負担割合：県10/10
- 事業期間：令和8年度

<イメージ図>

